FIP 制度への移行:社会厚生と契約理論の観点からコメント

2025 年 8 月 6 日 東京都立大学 朝日ちさと

## 社会厚生による制度変更の評価

FIP 制度への移行が法制度的に問題ないという前提のもと、1)公共の制度変更や事業は社会厚生の評価によって決定するという原則、2)公共の集合的意思決定は社会的効率性基準で決定、分配上の不公平は再分配(補償等)で対応という原則(潜在的パレート基準)、で考える。

FIP 転により厚生効果が厚生損失を上回るなら、FIP 転を実施すべき。その際、公募の直接的プレーヤーではない地域住民・国民・電力消費者・地球環境・将来世代への便益を含み判断する必要がある。一方、分配上の厚生の悪化ありと判断されるプレーヤーには補償等で対応することになると想定される。

公募占用指針の改定(FIP 制度移行可能)の社会厚生上の影響可能性

	短期		長期	
関係者	厚生効果	厚生損失	厚生効果	厚生損失
R1	サンクコスト回収	制度変更依存	市場適応力向上	信頼低下
事業者	事業撤退回避	<b>阿</b> 皮友史似行	環境価値収益化	后积 <b>以</b> 1
R2+	   制度柔軟化の期待	需要家確保競争	制度改善による競争	初期不公平の長期
事業者	門反未料化の別付	而安豕唯怀脱于	環境整備	影響
住民・自治体	雇用維持	説明不足による制	地域産業形成	地域還元格差の固
	地域基金継続	度不信	税収増加	定化
地元企業・アグ	新規業務創出	インバランスリス	地域電力·蓄電池事業	市場変動による収
リゲーター	PPA 参入	ク/外部依存	の育成	益不安定性
需要家	PPA 選択肢拡大	価格交渉の不透明	再エネ調達の安定化	価格変動による契
		性		約リスク
政府	事業撤退回避	制度信頼性の低下	脱炭素政策の進展	初期対応の不信が
制度設計者	再エネ導入維持		制度持続性	制度全体に波及
国民·電力消費	賦課金抑制(負担の	負担構造の不透明	電力市場の効率化	電気料金の不安定
者	中立性)の期待	性	選択肢の拡大	化
地球環境·将来	GHG削減の初期効	導入遅延による気	脱炭素の加速	制度疲弊による導
世代	果	候リスク懸念	国際的責任の履行	入停滞

## 契約理論による補償と制度設計の考え方

第2・第3ラウンドの事業採算性にオフテイカー確保リスク増などの悪影響があった場合に配慮(補償等)が必要、さらに長期的な厚生損失である制度不信への対応が重要と考える。その際には非効率を生まない制度設計が求められる。公共調達・官民連携の契約における代表的な非効率性の概念は以下の通り。

1) 再交渉(一度設定した契約条件をあとから当事者間で変更すること)

- 2) コミットメント問題(発注者が一度コミットしたルールを守れないリスク)
- 3) モラルハザード(リスクが他者に転嫁されたことによる不適切な行動変容)
- 4) レントシーキング(制度運用の際に、政治的・行政的に利益を探索する非生産的な活動)

たとえば、公共事業における用地補償などは、公共と民間の負担がルール化されているため、「再交渉」の余地が少なく無駄な交渉やロビー的活動が起きにくい。一般的に公共調達では、再交渉や、再交渉を織り込んだモラルハザード/レントシーキングを防ぐため、「公示ルールの不変性」が期待される。

本件では、当初、発注者である行政が第1ラウンドはFIT、第2ラウンド以降はFIPという契約にコミットし、事業者はそれに対応した資源配分・事業運営努力を選択した。その後、国民負担の中立性等の社会的厚生の観点から第1ラウンド事業者FIP転へと改訂。これは、事業者の資源配分・事業運営努力が明らかになったあとにルール(契約)変更をしているため、事業者はコミットメント問題に直面したことになる。よって、FIP転が事業者にとって有利(事後的救済)であっても、不利(リスク負担や努力の搾取)であっても、社会的にはモラルハザードやレントシーキングによる社会的非効率がもたらされる可能性が高まる。

特に本件では、法制度的に FIP 転が選択可能であったことは問題の焦点ではなく、事業者が「第1ラウンドは行政が FIT にコミットした」という判断に基づいて、資源配分・経営努力を選択した事後に、FIP 転の改訂があったこと(コミットメント問題)が重要。その意味で、行政の「途中から FIP 制度へ移行は想定していない」という回答(長崎県五島市、、、意見募集の結果)は、事業者の FIP リスクに配慮したという文脈の説明不足とともに、行政が FIT にコミットしたという事業者側の認識を生じさせてしまった可能性があるのではないか。これにより、公募制度に係る予見性が事後的に損なわれたとの信頼性についての懸念を生じさせたのではないか。

以上により、今後の対応としては、公募における再交渉ルールの明確化が求められる。洋上風力をめぐる状況は不確実性が高いので、今後もラウンドごとの制度設計の変更が見込まれるのであれば、それらが異なるラウンド事業者を含めコミットメント問題とならないようなルールの明確化。第二に、もし補償等の配慮を実施することになるならば、モラルハザードやレントシーキングを生じないようにすることが求められる。

最後に、以上のコメントは理論的な帰結にのっとって状況を想定解釈したものにすぎないため、実際に利害関係者に社会的厚生の損失が生じているのか否か、その影響の大きさ、契約へのコミットの状態、モラルハザード的行動変容などについては慎重かつ詳細な調査が求められる。

以上